

令和3年（ワ）第3314号 懲戒処分無効確認及び不足賃金支払請求事件

原告 朝 倉 健 次 外2名

被告 オハラ樹脂工業株式会社

原告準備書面（5）

名古屋地方裁判所民事第1部ハD係 御中

2022年（令和4年）9月21日

原告ら訴訟代理人弁護士	福	井	悦	子
同	弁護士	稲	垣	仁
同	弁護士	中	川	匡



原告らは、本書において、原告準備書面（4）に引き続き被告の準備書面（3）に対する反論を必要な範囲で述べるとともに、主張全体について若干の補充をする。

第1 本件対象行為が労働組合活動であること、及び、被告の不当労働行為

1 令和2年（2020年）11月19日の業務Gr. 室訪問が組合活動であること

（1）原告らがこれまで何度も述べているように、原告らと訴外谷川の4名が令和2年11月19日に業務Gr. の部屋へ赴いたのは、組合員である■■■■氏に対する懲戒処分のなされ方の問題を巡って、組合役員として、会社側の組合対応窓口とされている業務グループに、会社側との話合いに臨むためである。原告らが「組合活動」と主張しているのはこの意味である。

（2）これに対して、被告はその準備書面（3）で、「被告の従業員である業務Gr. が懲戒の対象である■■■■氏と面談の場に押し入り、その面談を実力で妨害す

ることが、『組合活動』とされる余地はない。」「争議時でない日常において、被告の施設内で、被告の業務を妨害することが『組合活動』として正当化されることは、あり得ない。」などと述べ、組合活動であることを否定している。

- (3) しかし、このような被告の捉え方は、「面談の場に押し入り、その面談を實力で妨害（した）」、「被告の施設内で、被告の業務を妨害（した）」などと、あたかも原告らが被告の業務を妨害する目的で行動していたかのように初めから決め付け、それを前提に批判しているにすぎず、自らの一方的な主観に基づく先に結論ありきの論であって、凡そ論理性も客観性も欠く不合理なものといわざるをえない。

さらに被告は、原告らが■■■■氏の自宅待機違反を「組合活動」だと主張しているかのように捉え、「■■■■氏の自宅待機違反が『組合活動』であるはずはない。」などとも批判している。

しかし、原告らは、■■■■氏の自宅待機違反が「組合活動」だなどとは主張していない。被告の批判は全く的外れなものである。

2 組合員である■■■■氏への処分が事前協議事項であること

- (1) 既に原告準備書面（2）の第3の部分（4頁以下）等で述べているように、組合員に対する懲戒処分の基準及び手続は、労働条件その他の待遇に関する事項であり、義務的団体交渉事項に該当する問題である。また、令和元年12月16日、12月17日の被告社長と原告らの組合との面談・交渉の際に合意した「合意協定書」の「1（3）」に該当する問題である（甲8、9）。したがって、■■■■氏に対し懲戒処分を行う場合、被告には、事前に原告らの組合と協議する必要があることは明らかであり、11月19日の原告らからの話し合い申し入れに対して、「組合は関係ない」として原告らとの話し合いを拒否し、原告らを排除しようとした業務 Gr.伊東氏らの行動が、そもそも法に適合しない不当なものなのである。

- (2) 被告はまた、準備書面（3）で、「訴外組合らは、■■■■氏による自宅待機

違反が発生した当時、被告が訴外組合らに対して■■■■氏が組合員であるかについて質問しても回答しなかった」と述べる。

しかし、原告らが「組合活動」と主張しているのは、本件懲戒処分の対象とされている令和2年11月19日の原告らの行動のことである。そして、■■■■氏が組合員であることを原告らの組合は遅くとも令和2年8月までには明らかにしており、被告も、令和2年8月までには■■■■氏が組合員であることを十分に把握していた。

令和2年8月31日の業務Gr. 伊東氏による■■■■氏との面談の際には、■■■■氏自身も、自らが組合員であり、組合に相談していることをハッキリと伝えている（甲40）。さらに、本件被告訴訟代理人自身が会社側として参加して令和2年9月8日に開催された団体交渉においても、■■■■氏に対する処分の問題が議題として挙がっており、その交渉の席でも、■■■■氏が組合員であることが確認されていた（甲39）。

令和2年11月19日に原告らが業務Gr. の部屋に赴いた行動について、その時点で、■■■■氏が組合員であることも、■■■■氏の処分を巡る話を求めている原告らの行動が組合活動としてのものであることも、被告社長や業務Gr. 伊東氏らは、十分に把握・認識していたのである。

3 本件懲戒処分や■■■■氏に対する問い詰めの内容等が不当労働行為にあたること

- (1) 上記のとおり、本件懲戒処分の対象行為とされている、原告ら及び訴外谷川の組合役員4名の令和2年11月19日の行動について、原告ら及び訴外谷川氏が組合活動として行っていたものであることを被告は十分に把握・認識していた。

それにも関わらず、被告は、原告ら（訴外谷川も含む）組合役員の行動について、「組合は関係ない」として原告らを排除しようとし、誠実に話合いに応じようとしなかったばかりか、原告ら組合役員の当該行動について、「業務Gr. の部屋に押し入り、業務を妨害した」と一方的に認定し、懲戒処分

を課しているのである。

このような本件懲戒処分は、労働者が労働組合の正当な行為をしたことに對する不利益な取扱い（労組法第7条1号）にほかならず、不当労働行為に当たることは明らかである。

- (2) また、本件処分に至る経緯において、被告業務G r. の伊東氏は、令和2年8月31日の■■■■氏との面談において、組合員である■■■■氏が組合と相談して対応した旨■■■■氏が述べたことについて、「組合は具体的に何て言ったのか？」とか「組合の誰が言ったのか？」とか「組合員だから、結局、組合の言っていることを重視したと、そういうことか？」とか「会社と組合の対立構図の中で、組合のほうに軸足を置いたと。社員としての立場は考慮しなかったのか？」などと言って、■■■■氏と組合との間の関係にまで立ち入って追及し、■■■■氏が組合のアドバイスに従ったことが適切でなかったかのよう
に問い詰めている（甲40）。これは労働組合の運営に対する支配介入（労組法第7条3号）にほかならず、これも不当労働行為であることは明らかである。

そして、組合員である■■■■氏に対する処分を巡る話を求めてきた原告らに対して、「組合は関係ない」として話を拒否し、原告らを排除した上、「会社業務を妨害した」などとして本件懲戒処分に及んでいる被告の行為は、組合役員による労働組合活動としての組合員の権利擁護活動を被告が妨害し、労働組合と組合員との関係を損なわせるものである。この被告の行為もまた、労働組合の運営に対する支配介入となるものであり、不当労働行為にあたることは明らかである。

- 4 会社は本件の後も朝倉分会長を狙い撃ちした不当な懲戒処分を繰り返していること

- (1) 以上に説明したとおり、本件懲戒処分は、被告が原告らの労働組合を敵視し、組合の役員を狙い撃ちして組合活動に対する攻撃ないし抑圧としてなされた違法・不当なものであることは明らかである。

(2) このような原告らの労働組合を敵視した被告による懲戒処分権の濫用は、本件懲戒処分に留まらず、その後もなされている。

すなわち、本件懲戒処分に引き続き、被告は、労働組合の分会長である原告朝倉に対し、令和3年7月21日、■■■■氏を扇動し職場秩序を乱したとして、2回目の懲戒処分（減給及び始末書）に及んだ（甲41）。

原告らに対する本件懲戒処分が、原告らの労働組合を敵視し、組合の弱体化を図るといった不当な目的のために行われたものであることは、このような組合分会長に対するその後の連続した懲戒処分からも容易に推認できるのである。

第2 まとめ

以上に説明したとおり、原告らに対する被告の本件懲戒処分が懲戒権の濫用として違法・無効なものであることは明らかである。

そのみならず、被告の原告らに対する本件懲戒処分ないしそこに至る行為が、原告らの労働組合を敵視してなされた不当労働行為であることも明らかである。

原告らは、原告らの労働組合に対する被告の敵対的・抑圧的な態度に今も苦しめられている。原告らの正当な権利を回復する判決を速やかに下されるよう、切に求めるしだいである。

以上